

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                             |
|-------|----------------------------------|
| 28    | 枚方市 子どもの医療費の助成に関する事務 重点項目<br>評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、子どもの医療費の助成に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

枚方市長

## 公表日

平成31年3月29日

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |

# I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務             |  |
|----------------------------------|--|
| ①事務の名称                           | 子どもの医療費の助成に関する事務   |
| ②事務の内容                           | (1) 枚方市子どもの医療費の助成に関する条例の規定に基づき、助成金の受給資格の認定、助成金の支払等の事務を行うとともに、当該助成に対する大阪府の補助金の交付の申請に関する事務を行う。<br>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号法条例」という。)の規定に基づき、(1)の事務のうち以下のものにおいて特定個人情報を取り扱う。<br>①医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>②助成金の支払に関する事務<br>③受給者の氏名・居住地等の変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>④大阪府に対する補助金の申請に関する事務 |
| ③対象人数                            | [ 10万人以上30万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満  |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム |  |
| システム1                            |  |
| ①システムの名称                         | 医療費助成システム  |
| ②システムの機能                         | 1.受給資格判定機能<br>対象者に対する社会保障給付の支給情報を登録することにより、受給資格の得喪を判定する。<br>2.管理機能<br>受給者に関する情報及び助成金の支払状況に関する情報の管理を行う。<br>3.給付機能<br>保護者からの申請に基づき助成金の額を計算し、銀行振込データを作成する。<br>4.帳票作成機能<br>医療証交付申請書、資格変更申請書、給付決定通知書等の帳票を作成する。  |
| ③他のシステムとの接続                      | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム<br>[ ] 宛名システム等<br>[ ] その他 ( )<br>[ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 税務システム   |
| システム2～5                          |  |
| システム2                            |  |
| ①システムの名称                         | 庁内連携システム   |
| ②システムの機能                         | ・統合データベース管理、連携機能<br>住民基本台帳情報や住民税情報等、既存業務システムを利用する上で必要な情報を、業務連携用データベース(またはファイル)として保持し、既存業務システム間の情報連携を行う機能。  |
| ③他のシステムとの接続                      | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム<br>[ ○ ] 宛名システム等<br>[ ○ ] その他 ( 既存業務システム )<br>[ ] 庁内連携システム<br>[ ○ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 税務システム  |

| システム3       |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 中間サーバー   |
| ②システムの機能    | <p>1.符号管理機能<br/>情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2.情報照会機能<br/>情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。</p> <p>3.情報提供機能<br/>情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を発出する。</p> <p>4.既存システム接続機能<br/>既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5.情報提供等記録管理機能<br/>情報照会や情報提供があった旨の記録(=情報提供等記録)を生成し、管理する。</p> <p>6.情報提供データベース管理機能<br/>特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する</p> <p>7.データ送受信機能<br/>情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8.セキュリティ強化機能<br/>情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9.職員認証・権限管理機能<br/>中間サーバーを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10.システム管理機能<br/>バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>   |
| システム4       |  |
| ①システムの名称    | 団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)   |
| ②システムの機能    | <p>1.宛名情報管理機能<br/>統一識別番号が未登録の個人に対して統一識別を付番する。宛名情報を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。中間サーバ、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号や統一識別番号に紐付く宛名情報を通知する。</p> <p>2.情報照会機能<br/>中間サーバを通して他機関への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。</p> <p>3.情報提供機能<br/>他機関へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバへ連携する。</p> <p>4.符号要求機能<br/>情報連携の際に個人の識別子として用いる符号の取得要求を、既存業務システムや住基ゲートウェイに送信する。</p> <p>5.権限管理機能<br/>団体内統合宛名システムを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>  |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバ、既存業務システム )</p>  |
| システム6～10    |  |
| システム11～15   |  |
| システム16～20   |  |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>             |  |
| 子ども医療費助成ファイル                      |  |
| <b>4. 個人番号の利用 ※</b>               |  |
| 法令上の根拠                            | 番号法第9条第2項及び同項の規定による番号法条例別表第1の4の項(同条例施行規則第5条)   |
| <b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |  |
| ①実施の有無                            | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span> |
| ②法令上の根拠                           | 【照会】<br>番号法第19条第8号及び番号法条例別表第1の4の項(同条例施行規則第5条第4号)<br>【提供】<br>情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない    |
| <b>6. 評価実施機関における担当部署</b>          |  |
| ①部署                               | 枚方市役所 健康部 医療助成課  |
| ②所属長の役職名                          | 医療助成課長   |
| <b>7. 他の評価実施機関</b>                |  |
| なし                                |  |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 子ども医療費助成ファイル   |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ]<br><選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)   |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 子ども医療費助成の受給者、受給者の保護者及び養育者(保護者の配偶者を含む)   |
| その必要性          | 助成受給資格の得喪判定において、対象者に対する社会福祉給付の支給状況等を確認する必要がある。また、大阪府に対する補助金申請において、保護者に対する課税状況等を確認する必要がある。   |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ]<br><選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上  |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> |
| その妥当性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報、連絡先等情報については、対象者等を正確に特定し、対象者の情報を確認するために必要である。</li> <li>・地方税関係情報については、大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金の対象に当たるかどうか審査を行い、適正な支給事務を行うために必要である。</li> <li>・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報については、助成金受給資格の得喪認定事務を適正に行うために必要である。</li> </ul>  |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 平成29年7月1日   |
| ⑥事務担当部署        | 枚方市 健康部 医療助成課   |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 |  |  |
|-----------------|--|--|
| ①入手元 ※          | <input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民室、市民税課、国民健康保険室、生活福祉室 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( )<br><input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |
| ②入手方法           | <input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |  |
| ③使用目的 ※         | 枚方市子どもの医療費の助成に関する条例の規定に基づく事務を行うため。   |  |
| ④使用の主体          | 使用部署   | 医療助成課、市民安全部市民室(津田・香里ヶ丘・北部支所を含む)  |
|                 | 使用者数   | <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ]           <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |
| ⑤使用方法           |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども医療費助成台帳へ記載することで、適正な給付を行う。</li> <li>申請時に個人番号を記入してもらうことで、厳密な本人確認を行う。</li> <li>所得額等を確認するために、必要に応じて他部署・他機関に照会を行う。</li> </ul>   |
|                 | 情報の突合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人・代理人から入手する場合<br/>届出書の記載内容と個人番号カード、通知カード等と突合の上、本人確認を行う。</li> <li>評価実施機関内の他部署から入手する場合<br/>内部番号(識別番号)を突合し、対象者の特定をする。</li> <li>評価実施機関外から入手する場合<br/>符号を突合させて、対象者の情報を入手する。</li> </ul> |
| ⑥使用開始日          | 平成29年7月1日  |  |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |   |  |
|----------------------|---|--|
| 委託の有無 ※              | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 1 ) 件   |  |
| 委託事項1                | システムの運用・保守  |  |
| ①委託内容                | システムの運用・保守  |  |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |  |
| ③委託先名                | 株式会社日立製作所 関西支社  |  |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※   | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                      | ⑤再委託の許諾方法   | 再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。 |
|                      | ⑥再委託事項  | システムの運用・保守及びシステムの改修  |
| 委託事項2～5              |   |  |
| 委託事項6～10             |   |  |
| 委託事項11～15            |   |  |
| 委託事項16～20            |   |  |



| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件<br>[ ○ ] 行っていない   |
| 提供先1                         |   |
| ①法令上の根拠                      |   |
| ②提供先における用途                   |   |
| ③提供する情報                      |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ ] [ ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           |   |
| ⑥提供方法                        | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )     |
| ⑦時期・頻度                       |   |
| 提供先2～5                       |   |
| 提供先6～10                      |   |
| 提供先11～15                     |   |
| 提供先16～20                     |   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 移転先1               |   |
| ①法令上の根拠            |   |
| ②移転先における用途         |   |
| ③移転する情報            |   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上    |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 |   |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )       |
| ⑦時期・頻度             |   |
| 移転先2～5             |   |
| 移転先6～10            |   |
| 移転先11～15           |   |
| 移転先16～20           |   |
| 6. 特定個人情報の保管・消去    |   |
| 保管場所 ※             | ・書類は所定の施設可能な保管庫で保管する。<br>・データは、庁内の入退室管理(※)が行われているサーバ室に設置されたサーバに保管する<br>※入室権限を持つ者を限定するとともに、入退室履歴を管理する。 |
| 7. 備考              |   |
| なし                 |   |

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### <受給者情報>

1. 年度 2. 受給者番号 3. 個人番号 4. 世帯番号 5. 受給者漢字氏名 6. カナ氏名 7. 通称名 8. 性別 9. 生年月日 10. 受給者住所 11. 方書(漢字) 12. 郵便番号 13. 電話番号 14. 連絡先電話番号 15. 送付先住所 16. 送付先方書 17. 送付先郵便番号 18. 送付先氏名 19. 申請年月日 20. 資格開始年月日 21. 医療証発行年月日 22. 府制度・市制度区分 23. 更新フラグ 24. 医療証回収年月日 25. 医療証回収理由 26. 医療証回収事由発生日 27. 医療証回収事由 28. 医療証回収対象外フラグ 29. 医療証回収対象外理由 30. 資格送付日 31. 資格喪失理由 32. 異動年月日 33. 異動事由 34. 有効期間満了日 35. 備考

### <保護者等情報>

1. 氏名 2. カナ氏名 3. 漢字氏名 4. 性別 5. 生年月日 6. 個人番号 7. 世帯番号 8. 税情報 9. 続柄

### <加入医療保険情報>

1. 保険者番号 2. 保険者名 3. 記号 4. 番号 5. 被保険者名 6. 本人・家族区分 7. 資格開始日 8. 給付開始日 9. 資格喪失日 10. 高額該当区分 11. 一部自己負担割合 12. 保険者所在地 13. 保険者所在地郵便番号 14. 保険者連絡先

### <金融機関情報>

1. 金融機関コード 2. 金融機関名 3. 支店名 4. 口座種別 5. 口座番号 6. 口座名義

### <税情報>

1. 所得年度 2. 総所得 3. 土地所得 4. 譲渡所得 5. 山林所得 6. 有価証券譲渡益 7. 控除後の所得 8. 雑損控除 9. 医療費控除 10. 小規模共済控除 11. 障害(本人)控除 12. 特別障害(本人)控除 13. 勤労学生控除 14. 老年者扶養控除 15. 寡婦(夫)控除 16. 特別寡婦控除 17. 扶養者合計 18. 老人扶養対象者数 19. 特別障害(扶養)控除 20. 障害(扶養)控除 21. 課非区分

### <給付情報>

1. 診療年月 2. 振込年月 3. 医療機関コード 4. 医療機関名 5. 入外区分 6. 日数 7. 総医療費 8. 一部自己負担総額 9. 一部自己負担額 10. 高額療養費 11. 高額療養費限度額 12. 附加給付額 13. 受給者負担額 14. 給付金額 15. 食事療養費支給額 16. 鍼灸師会コード 17. 鍼灸師会名 18. 申請区分 19. 長期高額該当サイン 20. 診療科 21. 受診時年齢

### <その他>

1. 医療機関所在地 2. 医療機関郵便番号 3. 医療機関連絡先 4. 診療科 5. 診療科コード

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

|   |  |
|---|--|
| <b>1. 特定個人情報ファイル名</b>   |  |
| 子ども医療費助成ファイル  |  |
| <b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>   |  |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口においては、本人確認書類の提示を求める等、省令に定める本人確認措置を厳格に実施することにより、対象者等以外の者から特定個人情報を入手することを防止する。</li> <li>・子どもの医療費の助成に関する条例施行規則に定める書式をもって申請等を受理することにより、医療費助成事務を処理する上で必要のない情報の入手を防止する。</li> <li>・医療費助成システムに情報を入力したときは、当該入力を行った職員以外の職員に入力内容と入力原票の照合を行わせることにより、対象者以外の者の情報や、医療費助成事務を処理する上で必要のない情報が入力されることを防止する。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口へ衝立を設置することにより、対応に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。</li> <li>・医療助成システムに情報を入力したときは、当該入力を行った職員以外の職員に入力内容と入力原票の照合を行わせることにより、不正確な情報が入力されることを防止する。</li> <li>・提出を受けた後、システム入力等の処理を終えた申請書等の書類については、施錠可能な所定の保管場所にただちに保管することにより、情報の漏えい、紛失を防止する。</li> <li>・システムログを取得する等して情報の取扱状況を記録していることを職員に周知することにより、権限のない職員による情報の取扱いを抑制する。</li> <li>・システムにパスワード等による認証機能を設定することにより、権限のない職員による情報の取扱いを防止する。</li> </ul> |  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |  |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容  | 庁内連携システムや医療費助成システムにアクセス制御機能を付加することにより、これらの中で、医療費助成に関する事務を処理するために必要な情報であって、番号法や番号法条例に定めるもの以外の情報について連携を行うことを防止する。  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク   |  |
| ユーザ認証の管理  | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない  |
| 具体的な管理方法  | 端末にアクセスするためのカード認証とシステムにアクセスするためのID・パスワードによる認証を行い、事務処理に必要な最小限の範囲内の特定の職員のみがアクセスできるようにする。   |
| その他の措置の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムに取得させたログを必要に応じて解析し、権限外アクセスの有無を確認する。</li> <li>・人事異動や退職、担当替えに伴うアクセス権限の発効、更新、失効を確実にかつ適正に行う。</li> </ul>  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム端末のディスプレイは、来庁者の目に触れないよう配置する。</li> <li>・システム画面を表示中に離席する場合は、システムからログオフする。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な最小限の範囲に止め、不要になったときは、シュレッダー等の復元不可能な方法により直ちに廃棄する。</li> <li>・職員を対象に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修等を実施し、業務外利用の禁止等を徹底する。</li> </ul>  |  |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |  | [ ] 委託しない  |
|--|--|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク   |  |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定  | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                                      |
| 規定の内容  | 委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。<br>・番号法等の関係法令の遵守 ・秘密の保持 ・取扱区域外への情報持出しの禁止 ・目的外利用の禁止 ・複製の禁止 ・情報の返却、消去、廃棄 ・従業員の特定 ・従業員への監督及び教育 ・市の検査、報告の求めへの応諾 ・漏えい等事案に係る損害の賠償 ・再委託の条件 ・再委託先に対する監督とその履行状況の報告 ・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき、職員が実施する措置に準じた措置の実施 ・覚書に違反する行為の契約解除理由への該当 |  |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保  | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法   | 再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。   |  |
| その他の措置の内容  | 情報を取扱う従業員に、個人情報の保護に関する誓約書を提出させる。   |  |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ室で委託先の従業員が作業する場合は、医療助成課の職員が立ち会う。</li> <li>・委託者の従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバ室に持ち込むことを禁止するとともに、スマートフォンについては一切の持込みを禁止する。</li> </ul> |  |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）   |  | [ ○ ] 提供・移転しない   |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク  |  |  |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール  | [ ]  | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                                      |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法   |  |  |
| その他の措置の内容  |  |  |
| リスクへの対策は十分か  | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |  |
|  |  |  |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

|              |  |                                       |          |
|--------------|--|---------------------------------------|----------|
| リスクに対する措置の内容 | <p>&lt;医療費助成システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び番号法条例が規定する事務において、同法及び同条例が規定する特定個人情報の照会を行う。</li> <li>・情報提供ネットワークによる情報連携が可能な範囲について、担当職員の理解を高めるための研修等を実施する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。<br/>         (※2) 番号法第19条第7号及び第8号の規定に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。<br/>         (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

|              |     |                                       |          |
|--------------|-----|---------------------------------------|----------|
| リスクに対する措置の内容 |     |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か  | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>&lt;中間サーバ運用における措置&gt;</p> <p>情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年間保管する。</p> |  |  |  |
|---|--|--|--|

| 7. 特定個人情報の保管・消去  |   |  |
|--|---|--|
| リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク   |   |  |
| ①事故発生時手順の策定・周知   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか   | [ 発生なし ]  | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし                             |
| その内容   | —   |  |
| 再発防止策の内容   | —   |  |
| その他の措置の内容  | <枚方市における措置><br>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。<br>・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。<br>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。<br>・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。<br><br><中間サーバ・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 |  |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |   |  |
| <保管場所><br>・サーバの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退室は磁気カードにより記録している。<br>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。<br>・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。<br><br><消去について><br>・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。<br>・申請書等の書類は、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。 |   |  |

|  |   |
|--|---|
| <b>8. 監査</b>   |   |
| 実施の有無  | [    ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査   |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>   |   |
| 従業者に対する教育・啓発   | [    十分に行っている    ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 具体的な方法   | <p>&lt;枚方市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・委託業者と特定個人情報保護に関する覚書を交換し、その従業員に対して個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul> |
| <b>10. その他のリスク対策</b>   |   |
| <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> |   |



## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--------------------------|--|
| ①請求先                     | 573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号<br>枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 |
| ②請求方法                    | 枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。                  |
| ③法令による特別の手続              | —  |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         | —  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| ①連絡先                     | 573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号<br>枚方市役所 健康部 医療助成課       |
| ②対応方法                    | 問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。                       |

## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 平成28年11月15日   |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   | —   |
| ②実施日・期間               | —   |
| ③主な意見の内容              | —   |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  | —   |
| ②方法                   | —   |
| ③結果                   | —   |

## (別添2)変更箇所

| 変更日        | 項目                                    | 変更前の記載  | 変更後の記載                                   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------------|---|--|------|-----------|
| 平成31年3月29日 | I. 2システム1②システムの機能                     | 4. 帳票作成機能<br>資格認定申請書、～                        | 4. 帳票作成機能<br>医療証交付申請書、～                  | 事後   |           |
| 平成31年3月29日 | I. 6②所属長の役職名                          | 医療助成課長 小寺 正豊                                  | 医療助成課長                                   | 事後   |           |
| 平成31年3月29日 | Ⅲ. 4委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容 | ・番号法等の関係法令の遵守 ～ ・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき～ | ・番号法等の関係法令の遵守 ～ ・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき～ | 事後   |           |
| 平成31年3月29日 | Ⅳ. 1②請求方法                             | 枚方市特定個人情報保護条例に基づき、自己情報の開示等請求を受け付ける。           | 枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。      | 事後   |           |